

岐阜県議選のポスター代

水増し返還請求退ける

監査委員

03年と07年の岐阜県議選でポスター代を水増し請求し県に公費負担させたとして、市民団体が候補者延べ97人と印刷業者延べ約70社に計2888万円を県に返還するよう求めた住民監査請求で、県監査委員は10日、03年の請求は時効を理由に却下、07年分は4候補へ143万円余の過払いを指摘したが「水増しの意図は認められない」として棄却した。

監査請求したのは「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」の寺町知正・山県市議ら16人。04年の同県山県市議選でポスター代の水増し請求を認めた市議のうち最も少ないものが上限額の53%だったことか

ら、県議選で上限額の50%以上の請求分が水増しにあたることを主張した。

県監査委員は、07年に公費負担を請求した候補者68人と業者58社に納品書などの提出を求めた。

事務所への聞き取りをした結果、4候補へ計14万3千332円の過払いがあったと指摘した。3人は公費負担できない室内用ポスター代やがきの印刷代を請求し、1人は誤ってポスターの単価を高く算出していた。このほか6人の記載の誤りを指摘した。

結果を受けて寺町市議は「143万円余の過払い指摘は監査請求の効果。だが訂正の申し出があれば再度厳しく監査すべきで、到底納得できない」とコメントした。

2007.8.11 読売

岐阜県議選ポスター費問題

さらに3人、過剰請求

住民監査

今年4月の岐阜県議選で、県監査委員は、2003年分の請求は請求期限が過ぎていないとして却下し、今年4月分の請求について「意図的な不正水増しの請求は確認できなかった」として棄却した。

市民グループは、「監査結果に納得できない」として、提訴する方針だ。

4候補の過剰受給認定

岐阜県議選

室内用ポスターなど

委員退却
監査返還

4月の岐阜県議選で県監査委員は10日、候補者が公費負担した選挙ポスター製作費について、県

た。住民グループ「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」が6月に行った請求に基づき監査した結果、判明した。だが県監査委員は「県選管の説明不足も否めず、不正な水増し請求ではない」とし、製作費の返還を求めた監査請求は退けた。同グループは住民訴訟を起す方針。

監査請求では、03年と07年の県議選でポスター製作費が水増し請求されたとして、公費負担上限額の50%以上を請求した候補者と印刷業者に、50%超過分計約2888万円の返還を求めた。

県監査委員は、今年4月の県議選に関しては、4人について約24万561万円の過剰受給を認定した。しかし「県選管が候補者に対して制度の説明を行う際、室内用ポスターなどが公費負担され

ない」と明言していなかった」と指摘し、請求を棄却した。03年の県選管は「請求期間(1年)を過ぎている」と却下した。

その上で監査委員は、確実な制度説明や、請求書に納品書を添付させるなど、制度運用を改善するよう意見を付けた。過剰請求が判明した候補者のうち3人は当選し、残り1人は議員。当選した1人は6月に約31万円を返還しており、残り3人も返還を申し出ている。

【中村かさね】

2007.8.11 毎日

2007年8月10日

県政記者クラブの皆様

くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク
寺町知正

岐阜県議選・ポスター代の過剰な請求・交付分の返還に関する 住民監査請求の結果に対する請求人のコメント

標記に関する監査結果の内容の分かる書類がFAXで案内されてきましたので、住民監査請求人を代表して以下コメントいたします。

(1) 従来の岐阜県監査委員は、住民監査請求を受けても県以外のものについての監査はできないとしていた。その点からすれば、業者からも書類を提出させてたことは従来の監査と比べて前向きであったとはとらえる。

(2) 6月18日に私たちが住民監査請求したわけだが、県の市町村課及び選挙管理委員会に対して6月20日から8月7日のまでの間に交付額に変更を生じない6候補(6業者)からの書類の訂正があったこと、他に4候補者(4業者)からの金額の訂正の申し出があり、最終的に合計143万2332円の減額・返還手続きがとられたことは、住民監査請求の効果と考える。

(3) しかし、本件監査結果は、(2)記の自主的返還事実を単に記載したのみであって、監査の実を得ていないことを明らかにしただけである。(2)記の事実があれば再度厳しく監査すべきことは当然であるがこれを行わなかったのであるから、監査委員による適法かつ意義ある監査がなされたとはいえない。

(4) 平成19年選挙において(2)の事実があったということは、県及び監査委員は平成15年選挙においても同様のことがあった想定して厳しく調査・監査すべき責務が生じたというべきである。高額請求がより多いが故に、一層そのようにいえる。しかし、平成15年選挙分を却下したことは、違法な監査である。

(5) 以上(3)(4)のとおり、請求人は、本件違法な監査結果には到底納得できない。よって、住民訴訟を提訴し、裁判所の判断を仰ぐこととする。

なお、本件監査によって、「ポスター掲示場の2倍の枚数まで公費負担の対象となるのは、1回のはり替え分まで公営の対象とする趣旨である」と手引きにおいて明らかとされているという(監査結果6ページ)。しかし、たった10日間の県議選において、ポスターを張り替えることを事前に企画し実行した候補をきかない。この点からすれば、掲示場の数を超える枚数を請求した候補は、その越える部分につき悪意をもって違法に請求したわけであるから、訴訟の請求原因の一つになるものである。

以上